

答 申 書

(答申第34号)

令和7年8月7日

福井市情報公開審査会

答 申

(第34号)

第1 審査会の結論

審査請求人が行った「アリーナ構想について、旭地区で11月26日、27日に開かれた地区説明会の議事録及び出席者に配布された資料（以下「本件文書1」という。）」及び「アリーナ構想について、旭地区で11月26日、27日に開かれた地区説明会への職員出張に係る復命書（以下「本件文書2」という。）」の情報公開請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）がそれぞれ行った公文書不開示決定処分について、審査の結果、本件文書1及び本件文書2の保有に係る事実は認められず、実施機関による不存在の判断それ自体に違法性ないし不当性があるとはいえないものの、いずれの不開示決定も理由の提示に不備があり違法の判断を免れず、取り消されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和6年12月3日付けスポ第221号及び令和6年12月10日付けスポ第226号で審査請求人に対してそれぞれ行った公文書不開示決定処分について、処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び福井市情報公開審査会（以下「審査会」という。）で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件文書1及び本件文書2を不開示とした理由について、各公文書不開示決定通知書において「不存在」の3文字しか示しておらず、不存在の要因についての付記が一切ないため、不開示決定における理由付記のあり方として不備があると言わざるを得ない。
- (2) 前述の事情により、実施機関が本件文書1及び本件文書2をそもそも作成していないのか、作成したが破棄したのか、議事録という表題以外で存在するのか等、不存在の理由が一切不明であるため、理由の明記を求めるとともに、その理由に至った経緯を明らかにすることを求める。
- (3) 実施機関は、弁明書において本件地区説明会の内容がこれまでに開催した説明会と同様の内容であったとして、福井市文書管理規程第3条第1項各号のすべてに該当する軽微なものであると判断し、本件文書1を作成していないと主

張しているが、軽微なものであると判断したのは、後に担当職員から報告を受けた上司のほうであり、担当職員が記憶のみに頼って報告することは考えられず、メモや録音データ等に基づいて報告したはずである。それらは議事録に準ずるものであり、弁明書を作成する元となったこれらの記録等の開示を求める。

- (4) 実施機関は、弁明書において本件文書1を作成していない理由として、福井市文書管理規程第3条第1項各号の「事後に確認が必要とされる可能性がなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じない軽微なものである」ことを挙げているが、これはあまりにも地区説明会を軽視しており、住民の理解のもとにアリーナを建設していくという姿勢がまったく欠けていると言わざるを得ない。本件地区説明会に関する新聞報道がなければ、説明会の実施の有無さえ検証不可能ということになる。

別途、令和6年7月18日、23日、24日に行われたアリーナ構想に関する地区説明会の議事録及び配布資料等について、同年8月6日と7日に情報公開請求を行った際には、同月20日に資料の閲覧と写しの交付があった。なぜ、本件地区説明会では議事録が作成されなかったのか。本件以外にも、市役所全体において、安易な判断で同様の処理が行われていないか危惧せざるを得ない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

1 事実関係の経過

- (1) 令和6年11月29日、審査請求人は、福井市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件文書1の情報公開請求を行った。
- (2) 令和6年12月3日、実施機関は、本件文書1は不存在であるとして、公文書不開示決定処分を行った。
- (3) 令和6年12月5日、審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件文書2の情報公開請求を行った。
- (4) 令和6年12月10日、実施機関は、本件文書2は不存在であるとして、公文書不開示決定処分を行った。
- (5) 令和6年12月10日、審査請求人は、(2)の公文書不開示決定処分を不服として、条例第17条の2の規定に基づき、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (6) 令和6年12月16日、審査請求人は、(5)の審査請求の補正を行った。

(7) 令和6年12月16日、審査請求人は、(4)の公文書不開示決定処分を不服として、条例第17条の2の規定に基づき、審査庁に対し、審査請求を行った。

2 弁明の要旨

令和6年12月3日付けスポ第221号及び令和6年12月10日付けスポ第226号で審査請求人に対してそれぞれ行った公文書不開示決定処分に対する各審査請求については、請求の認容が適当であると考えます。

3 不存在の理由

(1) 本件文書1

本件地区説明会は、令和6年11月26日及び27日に、福井市スポーツ課が旭公民館において、旭地区住民を対象として開催した。説明会の内容は、令和6年11月20日開催の福井市議会県都にぎわい創出特別委員会における質疑応答等の概要説明を主目的とし、資料配布を行わずに口頭により説明を行った。参加者と主催者間で質疑応答も実施し、その内容はこれまでに開催した説明会と同様の内容であった。

本件地区説明会は、新たな事実の提供や意思決定にかかる協議を行うものではなく、公開で実施され新聞報道等により既知となっている内容の説明及び意見交換に留まるものであるため、事後に確認が必要とされる可能性がなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、福井市文書管理規程第3条第1項各号のすべてに該当する軽微なものであると判断し、文書を作成していない。

(2) 本件文書2

本件地区説明会の会場と在勤官署の距離は約250mで、移動時間が片道5分未満の市施設であること、また、同説明会の準備・撤収を含めても所要時間は3時間未満であり、旅費の支給なしであること等を総合的に捉えると、旅行とは認識しておらず、福井市職員服務規程第13条で定める復命が必要となる出張には該当せず復命を要さないため、文書を作成していない。

(3) 弁明書の元になった記録等

弁明書については、本件地区説明会に出席したスポーツ課課長以下職員4名で確認し作成した。

第4 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、実施機関が令和6年12月3日付けスポ第221号及び令和6年12月10日付けスポ第226号で、審査請求人に対してそれぞれ行った公文書不開示決定処分について、不存在の理由付記がないため、処分の取り消しを求めるものである。

2 公文書不開示決定処分の妥当性について

実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第11条第2項に基づき、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対してその旨を書面により通知しなければならないが、この通知を行う際には、行政手続法第8条第1項に基づき、不開示の理由を提示する必要がある。これは、実施機関の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨によるものであり、不開示の事情について開示請求者が了知し得るほどに提示しなければならないが、理由の提示が不十分である場合は、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

本件公文書不開示決定処分では、実施機関は各公文書不開示決定通知書において開示しない理由を「不存在」としか記載しておらず、不存在の理由について何ら示していない。

このような処分では、開示請求者が不存在の理由を十分に了知できず、審査請求等の争訟提起に当たっての主張が困難であることから、当該処分は行政手続法第8条第1項に反する違法なものであり、取り消されるべきである。

3 対象公文書の保有の有無について

本件文書1、本件文書2及び弁明書の元になった記録等の保有の有無について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、いずれの文書も作成しておらず、音声データ等の電磁的記録も存在しないと回答した。

また、同文書の保有の有無について、当審査会の意見聴取にて実施機関に確認したところ、実施機関は、本件地区説明会においては、メモ等の記録を取っておらず、録音もしていないため、いずれの文書・電磁的記録も存在しないと回答した。

以上のことから、そもそも何ら記録を残さなかったという実施機関の対応については違和感を禁じ得ないが、対象公文書の保有の有無については、保有が無いものと言わざるを得ない。

4 結論

以上のことから、本件文書1及び本件文書2の保有に係る事実は認められず、実施機関による不存在の判断それ自体に違法性ないし不当性があるとはいえないものの、いずれの不開示決定も理由の提示に不備があり違法の判断を免れず、取り消されるべきであると判断した。

5 付言

公文書の意義及び市政に対する市民の声の重要性という観点から、以下のとおり、当審査会の意見を述べる。

まず、公文書の意義について、公文書等の管理に関する法律第1条は、公文書を「国民共有の知的資源として主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけ、これにより国等の「諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的としている。福井市文書管理規程第3条では、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に記録し、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない」としている。すなわち、市の公文書は市民共有の知的資源であり、市民による主体的な利用が期待され、市民による市政の検証や市政への参加を実現させる役割がある。

しかし、今回の事案では、実施機関は説明会を開催して口頭による説明と質疑応答を行ったにもかかわらず、説明した内容が新聞報道等により既知となっているものに過ぎないとし、質疑応答についても、これまでに開催した説明会と同様の内容であったとの理由で記録を作成しなかった。特に質疑応答については、これまでと完全に同じ内容であるということは考えにくく、同じ内容であったとしても貴重な市民の声であることから、前述の公文書の意義によれば、公文書を作成しないことはおよそ考えられない。

次に、市政に対する市民の声の重要性について、地方自治では地方公共団体と住民の距離が近いことが重要な意義を有するが、本件ではこのことが顧みられなかった点を指摘する。地方自治制度は、選挙により市長や議員等を選出する間接民主制を基本としつつ、各種の直接請求制度でこれを補うことにより、選挙で選ばれた市長や議員等の活動が、市民の意思と乖離しないように設計されている。

今回の事案において、説明会における質疑応答と直接請求制度とでは性質が異なるが、市民の声を直接市政に届ける重要な機会である点は共通しており、このような説明会には市政と市民の間に溝が生じることを防ぐ重要な役割があることは明らかである。それにもかかわらず、質疑応答の記録すら作成しなかった実施

機関の対応は、地方自治に対する理解が危ぶまれるだけでなく、意見を述べた市民に対して敬意を欠くと言わざるを得ない。

以上のように、今回の開示請求に対する不存在の不開示決定について、理由の提示に不備があることはもとより、そもそも公文書を作成する意識が希薄であったことに強い懸念を覚える。市職員全体の問題として、公文書及び市民の声の重要性を改めて認識していただきたい。

令和7年8月7日

福井市情報公開審査会

会長 紅 谷 崇 文

【審査会の経過】

年月日	審査の経過
令和7年 4月28日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和7年 6月 5日	第1回目審査会 （審査請求人意見陳述、実施機関意見聴取、審議）
令和7年 8月 7日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
紅 谷 崇 文	弁護士	会長
清 水 泰 幸	福井大学准教授	会長職務代理者
岩 本 好 文	行政経験者	
島 川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
吉 田 有 雅	行政書士	